

八王子市親子ふれあい広場事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市子ども家庭支援センター条例(平成19年条例第41号。)第6条に規定する施設「親子ふれあい広場」の事業実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、概ね3歳未満の乳幼児(以下「乳幼児」という)とその保護者が気軽に集い、相互の交流を行う場所を設置することにより、子育てについての相談、情報提供、援助等ができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 親子ふれあい広場の実施主体は、八王子市とする。ただし、市長は事業の運営の全部、又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間事業者等に委託して事業を実施することができるものとする。

(事業内容)

第4条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の相互交流の場の提供と相互交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談・援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- (5) 地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動
- (6) その他子育て及び子育て支援・応援に必要な事業

(実施施設)

第5条 親子ふれあい広場事業を実施する施設の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(開館時間)

第6条 親子ふれあい広場事業の開館時間は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(対象者)

第7条 親子ふれあい広場の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。以下(1)から(3)をあわせて「利用者」と呼ぶ。

- (1) 原則として、八王子市に居住する乳幼児とその保護者及び子育てに関心のある者。
- (2) 八王子市に居住する出産を控えた妊婦及びその配偶者等。
- (3) 市内にある事務所又は事業所に勤務する者及びその監護する乳幼児。

(利用の手続)

第8条 親子ふれあい広場を初めて利用しようとする者は、来館者カード(様式第1号に準ずる)を提出したうえで、登録バッジの発行を受けるものとする。

2 2回目以降の利用は、来館者名簿(様式第2号に準ずる)に登録番号等必要事項を記入の上利用するものとする。

(親子ふれあい広場事業の運営)

第9条 親子ふれあい広場事業の利用に係る費用は、徴収しない。

2 利用者は、その利用が終わったとき(次項において利用を中止させ、又は退所させられたときを含む。)は、速やかにその場を原状に回復しなければならない。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その利用を中止させ、又は退所させることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為

(2) その他親子ふれあい広場事業の管理運営上支障がある行為

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年(2019年)5月1日から施行する。

この要綱は、令和4年(2022年)1月17日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

施設名称	所在地	開館時間
親子ふれあい広場 クリエイト	八王子市東町 5-6 クリエイトホール	9時から17時まで。{第1火曜日(祝日場合は第2火曜日)と年末年始 12/29~1/3を除く}
親子ふれあい広場 館(たて)	八王子市館町 156 館事務所2階	9時から17時まで。(日曜日、祝休日、年末年始 12/29~1/3日を除く)
親子ふれあい広場 石川	八王子市石川町 481 石川事務所2階	9時から17時まで。(日曜日、祝休日、年末年始 12/29~1/3日を除く)
親子ふれあい広場 みなみ野	八王子市みなみ野 6-1-1	9時から17時まで。(日曜日、祝休日、年末年始 12/29~1/3日を除く)
親子ふれあい広場 南大沢	八王子市南大沢 2-16	9時から17時まで。(日曜日、祝休日、年末年始 12/29~1/3日を除く)
親子ふれあい広場 元八王子	八王子市大楽寺 419-1 元八王子事務所2階	9時から17時まで。(日曜日、祝休日、年末年始 12/29~1/3日を除く)

来館者カード（登録用）

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和（ 年）			
		年 月 日			
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母・父・祖母・祖父 その他()			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

来館者カード（登録用）

登録番号		登録日	年	月	日
お子さんの氏名		お子さんの生年月日			
(ふりがな)		令和（ 年）			
		年 月 日			
住所					
八王子市					
保護者の氏名		本日の付き添い者			
(ふりがな)		母・父・祖母・祖父 その他()			
連絡先電話番号		左記で連絡が取れない場合の緊急連絡先			

来館者名簿

令和 年(年) 月

	登録番号	氏名		来館時間	退館時間
例	9000000	はちおうじ こたろう	母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	9:00	12:00
		まみ	母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
1			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
2			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
3			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
4			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
5			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
6			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
7			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
8			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
9			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
10			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
11			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
12			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
13			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
14			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
15			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
16			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
17			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
18			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
19			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:
20			母・父・祖母・祖父・姉・兄・その他	:	:

※一人につき一行記入してください。

※登録番号、お子さんの氏名を記載し、保護者はお子さんの直下の行に記入してください。

また、お子様の行と保護者の行を半カッコでくくってください。(記入例のとおり)